

流通科学大学公的研究費の運営・管理に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、流通科学大学（以下「本学」という。）における公的研究費の運営・管理に関する取扱いを定め、その不正使用の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「公的研究費」とは、公的機関から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

2 この規則において「構成員」とは、本学の教職員（非常勤を含む。）及び本学の公的研究費の運営・管理に関わるすべての者をいう。

3 この規則において「不正使用」とは、故意もしくは重大な過失による公的研究費の他の用途への使用、公的研究費の交付決定内容やこれに付した条件に違反した使用並びに学校法人中内学園（以下「本法人」という。）及び本学の規則等に違反した使用をいう。

(最高管理責任者)

第3条 本学に、大学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、不正防止対策に関する基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じるものとする。

3 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を指揮し、公的研究費の適切な運営・管理を行うことができるよう、必要な措置を講じるものとする。

(統括管理責任者)

第4条 本学に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、大学事務局長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、不正防止対策に関する基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高責任者に報告するものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 本学の次の部局に、部局における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、部局の長をもって充てる。

(1) 商学部

(2) 経済学部

(3) 人間社会学部

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、部局における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告するものとする。

3 コンプライアンス推進責任者は、不正防止を図るため、部局の構成員に対して、不正防止に関する教育（以下「コンプライアンス教育」という。）を実施するなど、コンプライアンス教育を受講する機会を設けるものとする。

4 コンプライアンス推進責任者は、部局の構成員の公的研究費の管理及び執行状況をモニタリングし、必要に応じて改善を指導するものとする。

5 第1項で指定するコンプライアンス推進責任者を補佐し、その指示の下、実効的な管理監督を行う者としてコンプライアンス推進副責任者を置き、学科主任をもって充てる。

(構成員の責務)

第6条 構成員は、公的研究費の取扱いについて、関係法令、当該公的研究費に定められた規則等並びに本法人及び本学の規則等（以下「関係法令等」という。）を遵守するとともに、これらを遵守することを誓約する書面（以下「誓約書」という。）を提出しなければならない。

2 誓約書を提出しない者は、公的研究費の申請及び公的研究費の運営・管理に関わることはできない。

(不正防止計画の推進部署)

第7条 大学全体の観点から不正防止計画を推進するため、教務部を不正防止計画の推進部署とし、必要な業務を行うものとする。

(不正防止計画)

第8条 統括管理責任者は、不正防止対策に関する基本方針に基づき、不正を発生させる要因に対応する不正防止計画を策定し、構成員に周知するものとする。

2 統括管理責任者は、不正防止計画の実施状況を確認し、定期的に最高管理責任

者へ報告するものとする。

(コンプライアンス教育)

第9条 統括管理責任者は、構成員に対して、コンプライアンス教育を推進する。

2 構成員は、コンプライアンス推進責任者等の命により、本学が実施するコンプライアンス教育を受講するものとする。

(公的研究費の管理及び執行)

第10条 公的研究費は、本学において組織として管理するものとし、関係法令等に基づき適正に執行するものとする。

(内部監査)

第11条 公的研究費の適正な使用等を確保するため、教務部と連携し学校法人中内学園内部監査規程に基づく内部監査を実施する。

(相談窓口)

第12条 最高管理責任者は、公的研究費に係る事務処理手続き、不正防止計画等に関する学内外からの相談に対応するため、相談窓口を総務人事室及び教務部に置く。

(通報窓口)

第13条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用(その疑いがあるものを含む。)に係る通報等に対応するため、通報窓口を総務人事室に置く。

(公的研究費の不正使用に係る通報、調査、措置等)

第14条 公的研究費の不正使用に係る通報、調査、措置等に関する取扱いについては、別に定める。

(懲戒処分等)

第15条 構成員が、不正をした、又は不正に関与した場合は、本法人の規則等に基づく懲戒処分を行うものとする。

2 前項は、前項の構成員を監督する立場の者についても同様とする。

3 不正使用により公的研究費を返還する必要がある場合は、不正を行った者が当該金額を負担することとする。

(業者等への対応)

第16条 不正をした、又は不正に関与した業者等には、情状に応じて期間を定め、取引停止等の措置を行うものとする。

2 前項の措置を行ったときは、当該業者等に対し、書面により通知するものとする。

る。

(事務)

第 17 条 公的研究費に関する事務は、教務部が行う。

(雑則)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、公的研究費の運営・管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 2 月 16 日から施行する。